

中小企業者等を対象とした補助金・奨励金

市内商工業の振興を図るため、中小企業者等を対象とした補助金・奨励金の制度を実施しています。補助金・奨励金の交付の条件や、申請の際に必要な書類については、窓口で配布しているガイドブックや市ホームページをご覧ください。

市内飲食店への新型コロナウイルス感染症 予防対策取組支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される中、感染予防対策に取り組む市内飲食店に「取組宣言書」を配布し、支援金を交付します。

■支援内容

取組宣言店の公表 予防対策に自ら取り組む証として「取組宣言店」と表示した宣言書を配布するほか、市ホームページや市内商工会ホームページなどでお店を紹介

取組支援金 1店舗につき上限3万円

■申込方法 必要書類を商工観光課に郵送

■必要書類

申請書、誓約書、事業に係る営業に必要な許可証の写し、感染予防対策取組報告書、感染予防対策取組が分かる写真
※書類の様式は市ホームページや商工観光課で入手できます。

■送付先

〒329-0492 下野市笹原26 下野市役所 商工観光課

**新型コロナウイルス感染予防対策
取組宣言店**

当店は、新型コロナウイルス感染予防対策を積極的に取り組んでいます。

店舗名：しもつけ食堂
責任者：下野かんび 宣言日：令和2年 月 日

○ 従業員の対応



- 発熱、倦怠感、咳のある者は勤務しません。
- マスクを着用し、咳エチケットを励行します。
- 手洗い又は手指の消毒、必要に応じた手袋の着用を励行します。
- レジは、コイントレーの使用を励行します。
- 保健所の調査に協力します。

○ 施設の対応

- 店内は適宜換気と密閉を避けます。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けた空間の利用を工夫します。
- レジは、ビニールカーテン等で仕切ります。
- 営業前・営業後に人が触れる場所を消毒します。
- お客様が入れ替わるときにも清掃、消毒を実施します。
- 共有する器具用具は、お客様が変わる度に洗浄や消毒を行います。

○ お客様への対応

- マスク着用と咳エチケットを呼びかけます。
- 密集しないような席に、ご案内します。
- 手洗い、手指消毒の徹底を呼びかけます。
- 大声での会話を控えていただくよう呼びかけます。

◎ 下野市内の飲食店を応援します。
下野市 下野市商工会 石橋商工会

下野市の新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店の一覧は、こちらをご覧ください。

小規模事業者等事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのに国の持続化給付金を受けられない事業者の方を対象に、支援金を交付します。

■交付の要件

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年1月～12月のいずれかの月の売上が、前年同月比で減少していること

※売上とは、所得税の申告における事業収入をいいます。

■対象者 次のすべてに該当する小規模事業者、NPO法人、個人事業主（フリーランス含む）

①市内に本社、本店などの主たる事業所を置いている法人、または、主に市内で事業を行っている個人事業主である

②国の持続化給付金を受けていない、または受ける予定がない

③令和元年12月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、今後も継続する予定である

④主たる収入が事業収入である

⑤令和元年分の所得税の課税対象である

⑥次のいずれにも該当しない

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・政治団体
- ・宗教上の組織もしくは団体

■申込方法 申請書に必要な書類を添えて郵送

■必要書類 売上高計算書、確定申告書類の写し、事業所の所在地・事業内容・従業員数・令和元年12月に事業を行っていることが確

認できる書類、誓約書、提出書類一覧、支援金口座振替依頼書、支援金の振込先の金融機関を確認する書類

■申込期限

令和3年2月1日(月)
(当日消印有効)

■注意事項

・1事業者につき、申請は1回限りとします。

・国が実施する持続化給付金を申請した後で、市の支援金を申請することはできません。また、市の支援金を受けた後、経営悪化等により国の持続化給付金を受給した場合は、市の支援金は返還していただきます。

■送付先

〒329-0492 下野市笹原26
下野市役所 商工観光課
事業者支援金担当あて